

工事の入札手続き誤りについて

平成26年5月14日
建設政策課

1. 概要

平成26年4月16日に開札した下記工事において、低入札価格調査基準価格の算定を誤ったため、本来契約すべき業者とは別の業者と契約締結していたことが判明した。

2. 工事概要

- (1) 工事名・番号 統合補助改修工事 25-PC11-10
- (2) 工事場所 秋田港 秋田市 秋田港外港地区
- (3) 工期 平成26年4月24日～平成26年10月31日
- (4) 工事概要 防舷材・受衝板交換13基
補助はしご設置2基、給電ピット設置1式
- (5) 設計価格 185,180,000円(税抜)
- (6) 調査基準価格 168,033,000円(税抜)
- (7) 入札参加要件 県内2社によるJV(特定建設工事共同企業体)

3. 事案に関する経緯等

- 3月28日 入札公告
- 4月16日 開札
- 4月18日 落札決定
- 4月22日 契約
- 4月24日 着工
- 5月1日 入札参加者から入札結果について問い合わせがあり、調査の結果、入札手続きに誤りがあったことが判明。

4. 誤った対応の内容

低入札価格調査の基準価格算定にあたり、平成25年度までの基準を適用せず、平成26年度に改正された新基準を適用し算定した。

このため、本来落札者とすべき業者と契約せず、別の業者と契約した。

5. 今後の対応

当該工事については、既に契約が締結され工事の施工準備が進められていることや、港湾工事であるため、静穏度の高い時期の完成を図る必要があることから、現契約を継続する。

再発防止策として、予定価格調書の作成時、開札から落札決定に至る過程、落札決定から契約締結に至る過程のそれぞれにおいて、チェック体制が強化されるよう事務手続きを再検討する。